



2025年5月26日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役 社長執行役員 CEO 竹内 啓
(コード：1878 東証プライム・名証プレミア)

役員向け株式報酬制度の一部改定等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の監査等委員でない取締役および当社と委任契約を締結する執行役員（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下総称して「業務執行取締役等」といいます。）ならびに監査等委員でない社外取締役（国内非居住者を除きます。業務執行取締役等とあわせて以下「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続および一部改定を決議し、本制度に関する議案を、2025年6月26日開催予定の第51期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象に、取締役等の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付および給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。

当社は、取締役等の報酬と当社の業績および株主価値との連動性をより一層明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値向上への取締役等の貢献意欲を高めるとともに取締役等の株式保有を通じた株主との利害共有を強化するため、株式報酬比率の引き上げを行う等、所要の改定を行った上で本制度を継続することを決定いたしました。

- (2) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を交付等する役員向けの株式報酬制度です。

- (3) 本制度の継続にあたっては、以下2.に記載のとおり、制度の内容を一部改定するものとします。
なお、本制度の変更は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、以下のとおり、既に設定している信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間を延長するとともに、制度の内容を一部改定します。

今回の改定では、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を更に高めるとともに、株主の皆様とのより一層の利害共有を図ることを主たる目的として、基本報酬、業績賞与および株式報酬で構成する、業務執行取締役等の報酬の割合を1:0.6:1とします（現在の割合は1:0.6:0.6）。これに伴い、当社が本信託に拠出する信託金の上限を、3事業年度を対象として19億円（うち社外取締役1,500万円）から33億円（うち社外取締役3,000万円）に見直し、3事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイントの総数の上限を、21万ポイント（うち社外取締役1,200ポイント）から24万ポイント（うち社外取締役2,100ポイント）に見直します。また、ポイントの付与の条件を、ROE20%および配当性向50%の達成としていますが、今後新たに中期経営計画を策定する場合において、指名・報酬委員会における審議を経た上で取締役会の決定をもって適切に見直すことができるようにし、その内容ならびに実績等については事業報告等を通じて適切に開示いたします。

なお、以下に記載のない項目については、2019年に導入し、2023年に一部改定した本制度の内容を維持します。

(1) 延長後の信託期間

中期経営計画の目標達成に向けた動機づけをさらに強めることを目的として、本制度の対象期間を当社の中期経営計画の対象となる期間と対応させるため、本信託の信託期間を変更します。本信託の延長後最初の信託期間（以下「延長後当初対象期間」という。）は、当社の現行の中期経営計画の残存期間である2事業年度（2026年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度）に対応する2年間（2025年9月1日（予定）から2027年8月末日（予定）まで）とします。

当社は、延長後当初対象期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長します。当社は延長された信託期間ごとに、合計33億円（うち社外取締役3,000万円）の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、33億円（うち社外取締役3,000万円）の範囲内とします。

(2) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中、毎年所定の時期に業務執行取締役等には以下の①②の2種類のポイント、監査等委員でない社外取締役には以下の②のポイントのみが付与され、それぞれのポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、業務執行取締役等に対する以下の

①②のポイントの付与は、中期経営計画等を基に当社が定める一定の条件を達成する場合に行うものとします（延長後当初対象期間については、引き続き ROE20%および配当性向 50%の達成を条件としますが、その後の対象期間においては、その時点における当社の中期経営計画等を基に指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会において別途決定し、その内容を適切に開示するものとします。）。

① 業績連動部分にかかるポイント

役位を基準としたポイントで、対象期間の満了後に当社が中長期的に重視する業績目標等^(※1)の達成度に応じ、当該対象期間に付与したかかるポイントの合計値の加減算を行うもの。

※1 延長後当初対象期間においては、引き続き連結営業利益成長率に加え、非財務指標（CO₂排出量の削減率、女性管理職割合、従業員エンゲージメント、コンプライアンス浸透度）を採用予定。その後の対象期間においては、その時点における当社の中期経営計画等を基に指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会において別途決定し、その内容を適切に開示予定。

② 非業績連動部分にかかるポイント

役位を基準としたポイント

なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

(3) 当社が本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

対象期間において、当社が本信託に拠出する信託金の上限額および取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は、以下のとおりです。

① 当社が本信託に拠出する信託金の上限額

3事業年度を対象として33億円（うち社外取締役3,000万円）^{(※2)(※3)}

※2 延長後当初対象期間（2年間）においては、22億円（うち社外取締役2,000万円）

※3 信託金の上限額は、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

② 3事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

24万ポイント（うち社外取締役2,100ポイント）^{(※4)(※5)(※6)(※7)}

※4 延長後当初対象期間（2年間）においては、16万ポイント（うち社外取締役1,400ポイント）

※5 当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行うことを決議しています。そのため、2025年10月1日以降の取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は、3事業年度あたり120万ポイント（うち社外取締役10,500ポイント）、延長後当初対象期間（2年間）においては、80万ポイント

(うち社外取締役 7,000 ポイント) に調整します。

※6 取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定されています。

※7 取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は、対象期間の満了後に行う会社業績指標の達成度等による加算が最大値となる場合を前提とした上限です。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法

① 業績連動部分

業績連動部分にかかる当社株式等の交付等の時期は対象期間終了後(ただし、信託期間中に業務執行取締役等が退任した場合は、退任後一定の時期)となります。

受益者要件を充足する業務執行取締役等は、業績連動部分の累積ポイントの 50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り上げ)の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。対象期間の途中で業務執行取締役等が退任する場合は、当該時点までの業績目標等の達成度を加味し、業績連動部分の累積ポイントを調整するものとします。

なお、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに業務執行取締役等が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該業務執行取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

また、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに業務執行取締役等が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該業務執行取締役等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

② 非業績連動部分

非業績連動部分にかかる当社株式等の交付等の時期は、取締役等の退任後一定の時期となります。

受益者要件を充足する取締役等は、退任時までに付与された非業績連動部分の累積ポイントの 50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り上げ)の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

③ 株式報酬の没収等について

重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正があった場合または業務執行取締役等に委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合、当社は、当該業務執行取締役等の株式報酬

を受ける権利の全部もしくは一部を没収し、または支給済みの株式報酬相当の全部もしくは一部の賠償を求めることができるものとします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本制度の改定に伴い、当社（新株発行もしくは自己株式処分）または株式市場から当社株式を追加取得することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2019年8月1日（2025年8月に変更契約を締結予定） |
| ⑧ 信託期間 | 2019年8月1日～2025年8月31日（上記変更契約により2027年8月31日まで延長予定） |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 信託金の上限金額 | 延長後当初対象期間は22億円（うち社外取締役2,000万円）
(信託報酬および信託費用を含む。) |
| ⑫ 株式の取得時期 | 未定 |
| ⑬ 株式の取得方法 | 当社（新株発行もしくは自己株式の処分）または株式市場から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(別紙)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針の概要

当社は、2025年4月開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を定めましたが、その概要は以下のとおりです。なお、監査等委員である取締役の報酬等につきましては、株主総会でご承認いただいた報酬等の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

1. 役員報酬の基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社の経営方針を実現するため、シンプルかつ中長期的な企業価値向上に資するインセンティブが機能する報酬体系にするとともに、当社の企業変革スピードを維持し、持続的な成長に資する優秀な人材を確保・維持できる水準とします。具体的には、以下を基本方針とします。

- ▶ 当社の経営方針の達成を強く促すためのインセンティブ制度となること
- ▶ 会社業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ▶ 株主・投資家との利害共有を図るものであること
- ▶ 国内の同規模企業群の報酬水準と比して競争力があり、優秀な人材を維持・確保できる水準であること
- ▶ 透明性・客観性の高い報酬の決定プロセスとし、ステークホルダーに対する説明責任を果たしうるものであること

2. 報酬水準

報酬水準は、外部調査機関のデータベースを活用してベンチマーク企業群の水準を調査・分析し、当社の経営状況等を勘案しながら競争力のあるものとなるように設定します。

3. 報酬構成

上記基本方針に基づき、インセンティブ重視の報酬構成とします。具体的には、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）の報酬は、基本報酬、業績賞与および株式報酬で構成し、その割合は1：0.6：1とします（業績目標の達成率が100%である場合）。なお、将来的には、1：2～3：2～3を目指します。

他方、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）は、基本報酬および株式報酬で構成するものとします。ただし、業務執行者を適切に監督するという役割に鑑み、業績には連動しないものとします。

(基本報酬)

業務執行取締役については、役位ごとに応じて定める基本報酬を毎月支給します。社外取締役については、職責に応じて定められた基本報酬を毎月支給します。

(業績賞与)

業績賞与は、各事業年度の短期インセンティブ報酬として、各事業年度の目標達成度に応じて0%~130%の範囲で毎年一定の時期に支給します。ただし、株主と利害を共有するため、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に一定の比率を乗じた金額の範囲内で支給するものとします。

目標達成を測る指標は、中期経営計画やマテリアリティをふまえて選定するものとし、財務指標だけでなく、非財務指標や個人評価を取り入れることで、中期経営計画やマテリアリティの達成に向けた適切なインセンティブ報酬となるように留意します。

(株式報酬)

当社グループの中長期的な会社業績および企業価値の向上に対するインセンティブ付けおよび株主との利害共有意識を促すことを目的に、株式報酬を支給します。

具体的には、業務執行取締役の株式報酬は、業績連動部分と非業績連動部分から構成するものとし、業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与した上で、中期経営計画に応じた対象期間の終了後一定の時期に、目標達成度に応じて0%~150%の範囲で変動させ、当該ポイントに応じて株式を支給します。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与した上で、退任時に累積ポイントに応じて株式を支給します。なお、業務執行取締役に対するポイントの付与は中期経営計画を基に会社が定める一定の条件を達成する場合に行うものとします。

業績連動部分における目標達成を測る指標は、中期経営計画やマテリアリティをふまえて選定するものとし、財務指標だけでなく、非財務指標を取り入れることで、中期経営計画やマテリアリティの達成に向けた適切なインセンティブ報酬となるように留意します。

なお、業務執行取締役に対しては、就任後5年以内に、原則として基本報酬（年額）の1倍以上の当社株式（潜在保有株式数を含めます。）を保有することを推奨するものとします。

社外取締役の株式報酬は、その役割に鑑み、非業績連動の固定型とします。

4. 報酬等の決定プロセス

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等の妥当性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置します。

取締役の個人別の報酬等の決定方針（報酬水準、報酬構成および業績連動報酬の目標設定等を含みます。）は、指名・報酬委員会での審議を十分に経た上で、取締役会において決定します。

取締役の個人別の報酬額は、当該決定方針に基づき取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定します。具体的には、基本報酬や株式報酬の非業績連動部分については、指名・報酬委員会が個人別の報酬額の原因を作成し、代表取締役社長が決定します。業績連動部分については、指名・報酬委員会において業績連動報酬にかかる各業務執行取締役の評価を審議し、代表取締役社長が指名・報酬委員会の答申を受けた上で、算定式に当てはめて個人別の報酬額を決定するものとします。

5. 報酬等の没収等

重大な会計上の誤りや不正があり、決算の事後修正が取締役会において決議された場合または取締役の在任期間中に会社と当該取締役の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合には、

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、業績賞与または株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、または支給済みの賞与または株式報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役に答申します。また、取締役が当社の許可なく競合他社に転職した場合、指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、株式報酬の全部若しくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役に答申します。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申結果を踏まえて、賞与または株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収、または支給済みの賞与または株式報酬の全部もしくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

以上

この件に関するお問い合わせ先 大東建託（株）経営企画部 塩見、吉田 03 (6718) 9068
